

# 健全化判断比率等の状況(平成22年度)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成22年度健全化判断比率並びに平成22年度資金不足比率について、次のとおり公表します。

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一般会計等	-	-	11.8%	81.0%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	35.00%	35.0%	

区 分	資金不足比率
水道事業会計	-
経営健全化基準	20.0%

区 分	資金不足比率
病院事業会計	-
経営健全化基準	20.0%

健全化判断比率等のお問い合わせ先  
松前町政策財政課  
0139-42-2275(代) 内線216・217

## 健全化判断比率の前年度比較

区 分	実質赤字比率			連結実質赤字比率			
	年 度	H22	H21	比較	H22	H21	比較
一 般 会 計 等		-	-	-	-	-	-
早期健全化基準		15.00%			20.00%		
財政再生基準		20.00%			35.00%		

区 分	実質公債費比率			将来負担比率			
	年 度	H22	H21	比較	H22	H21	比較
一 般 会 計 等		11.8%	12.6%	0.8P	81.0%	102.4%	21.4P
早期健全化基準		25.0%			350.0%		
財政再生基準		35.0%					

区 分	資金不足比率			
	年 度	H22	H21	比較
水 道 事 業 会 計		-	-	-
経営健全化基準		20.0%		

区 分	資金不足比率			
	年 度	H22	H21	比較
病 院 事 業 会 計		-	-	-
経営健全化基準		20.0%		

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

新しい法制

## 健全段階

### 指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
  - ・ストック指標: 将来負担比率 = 公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

### 自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

### 国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
  - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
  - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特別債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

以前の制度

### <以前の制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準がなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

## 地方財政再建促進特別措置法

### 赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

# 地方公共団体の財政の健全化の推進

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定  
 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用  
 早期健全化、財政再生等の基準を定める政令を平成19年12月28日に公布

## 財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、  
 外部監査の要求の義務付け 等

## 財政の再生

財政再生計画の策定、計画について  
 国の同意手続、地方債の制限、再生  
 振替特例債 等

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
<b>実質赤字比率</b> ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県 : 3.75% 市町村 : 財政規模に応じ11.25%~15%	都道府県 : 5% 市町村 : 20%
<b>連結実質赤字比率</b> ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県 : 8.75% 市町村 : 財政規模に応じ16.25%~20%	都道府県 : 15%( ) 市町村 : 30%( )
<b>実質公債費比率</b> ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村 : 25%	都道府県・市町村 : 35%
<b>将来負担比率</b> ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市 : 400% 市町村 : 350%	-
<b>公営企業における資金不足比率</b> 公営企業ごとの資金不足の比率	20%	-

( ) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40% 40% 35%)を設ける

## 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模( )}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額 : 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用金 + (支払繰延額 + 事業繰越金)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模( )}}$$

- ・連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模( )} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- ・準元利償還金 : イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

標準財政規模( )は、標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}(\ ) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額 : イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額 : 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法適用企業) = (繰上充用金 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額 : 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模 : 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。